

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	電子書籍（JDLSコンテンツ）
発注課	教）中央図書館利用サービス課
選定事業者	株式会社図書館流通センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>通常、個人向けに販売されている電子書籍は、購入者本人に対して提供するものであり、その利用が限定されている。一方、公共図書館では紙媒体の書籍と同様、すべての登録利用者に対して提供できることが必要である。現在一般的に流通している電子書籍で、不特定多数の利用者に対しライセンスの範囲内で貸出を行う権利（複製権および公衆送信権）を有するタイトルを、札幌市電子図書館のプラットフォームで利用可能な形態で提供できる業者は一者に限定される。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	平成30年10月23日